

富士吉田市告示第172号

令和7年度国民健康保険税の納税通知書を送付したが、別紙の者については、住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項及び富士吉田市税条例（昭和29年条例第29号）第18条の規定により公示送達する。

なお、納税通知書は富士吉田市長が保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和7年12月5日

富士吉田市長 堀 内 茂

（注）

地方税法第20条の2第3項の規定により、この掲示をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。